

平成25年度 第7回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成25年8月1日(木) 午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第7回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成25年8月1日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第13号 青梅市立小・中学校教員の人事異動について
議案第14号 平成26年度使用教科用図書の採択について【追加議案】
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 小規模特別認定校児童・生徒募集について（総務課）
- 2 いじめ防止対策推進法の公布について（指導室）
- 3 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔6月分〕について（指導室）
- 4 教育経営研修会について（教育指導担当）
- 5 平成24年度青梅市学校給食会会計決算について（学校給食センター）
- 6 おうめ子ども俳句コンテスト実施要領の制定について（社会教育課）
- 7 諸報告
 - (1) 事業等の実施予定について
 - ア 第2回わがまち青梅講座実施について（文化課）
 - イ 企画展「青梅のスポーツ展」開催について（文化課）

協議事項（再掲）

- 1 平成26年度使用教科用図書の採択について（指導室）
- 2 市指定有形文化財亡失に伴う指定解除について（文化課）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	手塚幸子
	教育委員会委員	畑中茂雄
出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	清水宏
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	山口茂
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	乙津義治
	社会教育課長	朱通智
	文化課長	石川裕之
	中央図書館管理課長	星野和弘
書記	総務課庶務係長	永澤雅文
	総務課庶務係	山中典子

午後1時30分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員4名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成25年度第7回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、平成25年2月26日開催の第19回臨時会、3月22日開催の第20回臨時会および4月18日開催の第1回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、平成24年度第19回臨時会、第20回臨時会および平成25年度第1回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第2回定例会および第3回臨時会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思います。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 本市の教育委員会とは直接関係ないことなんですけれども、来年度の新任教諭の採用の都道府県の試験の真っ最中で、一次が大体7月中ですべて終わりました、東京都はまだですが、早いところ、近隣では千葉県ではもう一次が発表されています。

今年度、東京都の小学校の教員採用試験の専門教科の中で特色があったので、一応参考までにお話しさせていただきますと、今までは全科の採用ですから、専門教科、国語、社会、算数、理科という順番で、問題が大体5問ずつくらい出ていたんですが、今回いきなり最初に算数の5問が出たんですね。文章題が5問出まして、それが、いわゆる傾向が変わったということでいろいろな噂が出ています。おそらく児童・生徒の学力向上の問題も含めて、また教員自身の基礎的な力を最初の5問で試すということの意図があるんじゃないかという話が出ています。別に、問題を解く方を、後回しにすればいい話なんですけれども、でも最初にその5問がいきなり出ているということが、今の東京都の学力問題についての考え方のあらわれなのかなというような気がし

ますので、そういうことも含めて私たちは児童・生徒の学力の向上について、いろいろな角度から考えていく必要があるかなと思いました。

【委員】 市内の各自治会で夏祭り、お盆のお祭りとかやっていて、校長先生方はそういった席にも顔を出してくださって、地域の自治会の皆さんとつなぎをつけて、地域の学校ということの日々やってくださっているんだなということを見させていただきました。

あと、夏休みに入りまして、子どもたち向けの企画が目白押しで、行きたいのが幾つも重なっているようなくらいにいろいろあります。皆さんが本当に苦労して、努力して、そういう子どもたちのための場をつくってくださっているということに感謝したいと思っております。ありがとうございます。

【委員長】 では私から一つ。

前回の定例会が終わった後、小学校長との懇談会がありましたけれども、これはオープンエンドになっていまして、それぞれ報告がされていけませんので、その中の一つ、私が気づいたこと、そして大事にしたいこと、これを伝えたいと思うんです。

学力検査というのがありますね。それが終わった後、自校採点なり向こうの採点で個票が上がるわけです。それが各個人に渡るまでは、みんなやっぺらっぺらなんです。ただその際に、指導がそこに入っていないということがわかったんです。私たちのグループの3校ではどこもそれを行っていない。これがやはり、個にかかわるということで、そのために学力検査がなされていると私はずっと思っていましたので、これは大変由々しきことでして。3校だけですから、よそは全部やっているかもしれない。でも、きっとそうでないんじゃないかなという思いがします。ぜひそういったことで、個に返すというのはただ結果を戻すだけじゃないんだと。そこに指導が必要だと。一緒に学力向上のためにはどうしたらいいかという相談にのってあげる時間がやはり欲しいと思うんです。機会が欲しいし、時間が欲しい。もちろん多忙感というのはわかりますけれども、ぜひそうしてほしいなという思いがしました。

ほかにございますか。よろしいですか。ありがとうございました。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 小規模特別認定校児童・生徒募集について(総務課)

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1小規模特別認定校児童・生徒募集について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、小規模特別認定校児童・生徒募集についてご説明いたします。報告資料1をご覧くださいと存じます。

これは、来年度、平成26年度における成木小学校および第七中学校の小規模特別認定校制度による募集予定人員等についての概要をお示ししております。なお、机上に両校の児童・生徒募集のパンフレットを配布させていただいておりますので、あわせてご覧いただきたいと存じます。

初めに、1の青梅市立成木小学校についてご説明いたします。

成木小学校は、平成21年度から小規模特別認定校制度による児童の募集を始め、来年、平成26年度で6年目になります。

(1)の定員および募集人員であります。募集は例年どおり1学年から3学年としております。各学年の定員を20名とし、学区内の入学予定者および学年進行による進級者を除いた人数を募集予定人員としております。

(2)の学校見学会・説明会は、9月13日および27日の2回を予定しております。

(3)の申し込み期間は、10月1日から31日まででございます。

(4)の面接につきましては、11月22日を予定しております。

次に、2の青梅市立第七中学校についてご説明いたします。

第七中学校は、平成24年度から小規模特別認定校制度による生徒の入学を受け入れており、26年度で3年目になります。

(1)の定員および募集人員であります。募集は前年度と同様、1学年のみとしております。1学年の定員を20名とし、成木小学校からの入学予定者が8名見込まれるため、募集予定人員はその差の12名としております。

(2)の学校見学会・説明会でございますが、学校見学会につきましては、7月26日に見学会を中心に実施してございまして、男子3名、女子2名の見学があったとのこととあります。なお、9月2日に見学会および説明会を開催予定であります。

(3)の申し込み期間は、成木小学校と同様に10月1日から31日まででございます。

(4)の面接は、11月25日を予定しております。

両校の児童・生徒の募集の周知につきましては、成木小学校は案内チラシを市内の保育園・幼稚園を通じて3歳以上の子どもたち全員を対象として保護者に配布し、第七中学校につきましては市内の小学校6年生全員に配布しております。教育委員会といたしましても、広報おうめ、ホームページ等で周知を図ってまいります。

小規模特別認定校児童・生徒募集については、以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 感想です。大変充実というか、制度がきちんと軌道に乗ってきて、成果が出ていて、とてもうれしいことだなと思っています。

6月だったか、7月だったか、第七中学校の堰水尾校長先生と市役所でしたか、たまたまお会いしたら、大きな車で見えてらしたんですね。自転車を積んでいくんだということで。校長先生みずから学校の将来を考えながら、本当に一生懸命、また地道に努力していただいているというのは、本当に頭の下がる思いでした。

成木小にしろ、第七中にしろ、学校の先生方、それから地域の皆さんを含めて、この制度には大変期待が大きいと思いますので、しっかりとお願いをしていきたいなと考えました。

【総務課長】 今、自転車部のお話をいただきましたけれども、第七中学校につきましては、応募の子どもたちと面接を実施するんですけども、ことし入学した子どもたちへの面接では、全員自転車部に興味を示しておりました。市内唯一の自転車部ということで、第七中学校の魅力の一つになっていると思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 いじめ防止対策推進法の公布について(指導室)

【委員長】 次に、報告事項2いじめ防止対策推進法の公布について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、いじめ防止対策推進法の公布について、ご報告いたします。

報告資料の2をご覧ください。

いじめ防止対策推進法は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、本年6月28日に法律第71号として公布されました。施行は9月28日でございます。

本法律の全文につきましては、報告資料を1枚めくっていただきまして2枚目以降に綴じてございますが、時間の都合で概要のみご報告を申し上げたいと思っております。

それでは、1枚目の「概要」をご覧ください。

この概要版は、7月11日の全国室・課長会において、都教委から配布された資料の写しでございます。この概要版にもございますように、本法律は6章構成となっております。

まず、左側でございますように、第1章「総則」には、目的、定義、基本理念などが、第1条から第10条に示されております。

第2章「いじめ防止基本方針等」には、それぞれの機関のいじめ防止基本方針の策定、連絡協議会の設置などが、第11条から第14条にわたって示されております。

第3章「基本的施策」には、学校におけるいじめの防止及び早期発見のための措置、関係機関との連携等が、第15条から第21条にわたり示されております。

右側にいきまして、第4章「いじめの防止等に関する措置」には、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織、関係機関等との連携、校長及び教員による懲戒などが、第22条から第27条にわたり示されております。

第5章「重大事態への対処」につきましては、学校の設置者またはその設置する学校による対処、公立の学校にかかる対処等が、第28条から第33条にわたり示されております。

最後に、第6章「雑則」では、学校評価における留意事項等が、第34条及び第35条に示されております。

詳しくは、2枚目以降の法律の全文をご覧くださいと思います。

今後は、この9月に施行される本法律への国や東京都の対応を注視しながら、いじめ問題にかかわる体制整備や対応の準備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございます

か。

【委員】 こういう法律ができたということで、大人も本気なんだよというのをまず子どもたちにわかってもらわないと、本当のいじめがなくなるというところにはつながらないだろうと思うんです。法律の言葉というのは、普通の人が見たり、子どもが見てわかりやすい言葉では決してないと思うので、これは市でやるというより本来、都とか国でやることで、もしかしたらもうやっていたらしゃるかもしれないんですが、子どもたちにもわかる言葉で、自分でも考えてみたんですが、例えば第3条でしたら、第3条の1、2、3があるんですけども、「子どもたちが安心して生活できるように、学校の中でも外でもみんなで協力し合っていじめを防止しなければいけない」ぐらいの言葉だったら、小学校3年生ぐらいのお子さんでもわかるんじゃないかなと思うんです。こういう法律ができたんだよということを、ぜひ子どもたちにわかるように知らせていただきたいなと思います。

【指導室長】 いじめ防止法というものについては、当然子どもに深くかかわる内容もございます。そうしたことについても、これから東京都で基本方針等が出ると思いますので、全都的に足並みをそろえて行っていく部分と、それぞれの市町村が実態をよく吟味してつくっていかねばいけない面というのがあると思います。まずは都の動向を、その部分を含めて注視して、対応していきたいと考えます。

【委員】 こういう法律というのは、大体がすでに既成事実のような取組があったものを整理していったって、形が整った段階でゴーサインが出るというのが一般的だと思うんですけども、おそらくこのことについてはいろいろな事例がまだまだたくさんあったり、いろいろな取組があつて、整理されていない部分があると思います。そういうことも含めて、国や都の方はまだこれからいろいろな啓発資料とか、〇〇委員がおっしゃったような大きな点があると思うので、それはそれとして大切にしていきたいと思うんです。同時に一刻も早く、各学校の教員、児童・生徒、それから家庭・地域の方に市としての姿勢をアピールしていく、そういう取組もあわせてやっていただけると大変ありがたいなと思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔6月分〕について(指導室)

【委員長】 次に、報告事項3 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔6月分〕について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 続きまして、3 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔6月分〕につきまして、ご報告をいたします。報告資料3をご覧ください。

この集計結果は、本年度の6月に市内全小・中学校で実施した「いじめ」実態調査の結果でございます。

表の読み方でございます。三つ表がございますが、左上は全小学校分の数字です。右上については全中学校分、左下は全小・中学校を合算した結果になっております。

まず、「いじめと認知した件数」の欄でございますけれども、小学校をご覧くださいますと、小学校で24件、右側の中学校では39件でございます。このうちの再発件数は、それぞれの調査項目の全件数の内数ということをお知らせしております。

次に、いじめの内容を見ますと、小学校、中学校ともに1番の調査項目の「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」というのが最も多く、次に3の「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が件数的には多く発生しておりました。また、これは中学校だけですけども、調査項目6の「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」という内容のいじめも比較的多く発生している状況でございます。

今回は、年度間5回の調査のうちの2回目ということでございましたが、今後も未解決のいじめへの対応はもちろんでございますが、再発件数およびいじめがあると疑われる件数への対応を含めて、今回のこのいじめの内容等の傾向を参考にしながら、継続指導を行い、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 2回目ということですので、まだおそらく先生方も、それから児童・生徒も比較的新鮮なアンケート記入の気持ちが残っていると思われるんですけども、今後3回、4回、5回と重ねてくると、どうしてもマンネリ的になる可能性がありますから、そこは注意していかないといけません。せっかく市の取組としてやっていることが、なあなあになってしまうとか、そうならないことが大事な点かなと思えました。

もう一点は、学校の方からも含めて、調査方法とか項目について、何か改善点といたしましょうか、意見とか、そういうのは今の段階では出ていないでしょうか。

【指導室長】 はい、特にございませぬ。

【委員】 今の調査項目というところで、私も思ったのが、アンケートで、どこかに含まれるのかもしれないんですが、自分がじゃなくても、だれかがそういうふうにいじめられているように見えるというような項目も、上げておいていただきたいなど。よく、本人はいじめられていないと言い張ったり、認めなかったりということがあるとも聞くので、これは市に上げるためだけにやっているのではなくて、先生方が把握することが一番大事だと思うので、周りから見ていると見えるみたいな項目が一つ入っていると、発見のきっかけにつながったりするかなと思って見ました。

【指導室長】 今のご指摘、非常に大事な部分もございまして、やはり本人がなかなか言い出せない場合や、教員もなかなか察知できない場合があります。そういうときに、周りの子どもたちがそれを見て教員に知らせるというのも、とても大事な解決方法の一つです。実はこの数字の中にはそれも入っておりまして、特に「いじめがあると疑われる件数」にそれが多く入っているようです。やはり遠くから見ている場合に、ふざけているのか、いじめをしているのか、よくわ

からない場合に「かもしれない」という書き方があるようです。それが、すべてがそうではないとは思いますが、「いじめがあると疑われる件数」に含まれています。やはり第三者が見たというような項目はここにはつけておりませんが、学校では個々のアンケートを当然持っていますので、そうした情報も踏まえて、いじめを解決するための対応の手だてに使っているのではないかと、こう考えています。

【委員】 もう一つ。調査項目で、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」というのがあります。例えばこういうのは問題行動調査の中で、児童同士の暴力行為とかにもカウントされてくる可能性があるんでしょうか。

【指導室長】 その辺が非常に難しいところですけども、この「軽くぶつかる」というような行為も、これが頻繁に起こってくるようであったりとか、軽くではない、強くとかいうことになりますと、問題行動調査に上がるものと思っております。その度合いの見きわめがまた難しいんですが、教職員はそこら辺をしっかりと観察して判断していくということです。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 教育経営研修会について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項4 教育経営研修会について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、今週29日(月)に行われました教育経営研修会について、ご報告いたします。

本日配付させていただきました報告資料4をご覧ください。

日時、会場につきましては、記載のとおりでございます。

参加者ですが、教育経営研修会は毎年、副校長、主幹教諭を対象に行っており、今年度、対象者98名中83名の参加でした。

次に研修内容ですが、二部形式で行い、第一部が「体罰の根絶に向けた取組について」の講義でした。講師は町田市教育アドバイザーである〇〇先生で、ご自身の中学校での経験をもとに、教育内容や指導方法を充実させることで体罰を起こさせないことができることをお話しいたきました。

次に、第二部ですが、「いじめ問題における事例検討」から、その発表、そしてその発表について指導・講評をいただきました。講師は多摩教育事務所の指導課長で、いじめ問題へのアプローチ方法や、多摩教育事務所で推進している「言葉の力による学校づくり」のお話をいただきました。

主な感想等は記載のとおりでございます。今回の研修は大変好評であったという印象を受けております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 質問ではなくて感想です。

〇〇先生は多摩地区のある大変厳しい中学校の校長先生になられて、その学校を本当に一から立て直し、ご苦労されたという話を、以前私も何かの講演で聞いた記憶が今蘇ってまいりまして、大変いい先生を今回講師に招いていただいたなと思っています。また、〇〇先生は多摩地区の教育事務所の課長として広い目で見ているので、本市の取組と、また他市の取組を含めて、いろいろな角度からご覧いただいた上でのアドバイスがいただけたのではないかと、大変充実したいい研修ができてよかったなど。29日に、私も仕事がなければ行きたいなど思っていたんですが、ちょっと残念だったんですけども、83名という多くの先生方が参加していただいて、大変よかったなと思っています。

【委員長】 一つ感想ですけれども、実のある研修会をご苦労さまでした。ありがとうございます。一つだけ、主な感想の中で気になる表現があるので、それは当然で、「学校は校長によって変わると改めて感じました」と。よくいわれていることで、それは当然で、校長は当然リーダーシップを発揮してやるべきことなんですが、出席者が副校長、主幹ですよ。こういう人たちは一緒になって学校をつくるという気概がなくてはいけないと、私は思います。したがって、こういう感想を書くような人はいないでほしいと、そう思いました。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

5 平成24年度青梅市学校給食会会計決算について(学校給食センター)

【委員長】 次に、報告事項5平成24年度青梅市学校給食会会計決算について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、平成24年度青梅市学校給食会会計決算についてご説明させていただきます。

学校給食会の会計決算報告につきましては、青梅市学校給食会運営要綱第10項の規定にもとづきまして、教育委員会にご報告させていただくものでございます。

初めに、平成24年度青梅市学校給食会会計決算の監査、および理事会の経過についてご説明させていただきます。

会計決算監査及び理事会につきましては、去る平成25年7月18日に開催いたしました。監査では、決算書にもとづきご説明申し上げまして、学校給食会の収入・支出などの計数の検証と、学校給食会預金の残高証明書にもとづく預金通帳の残高につきまして、監事にご確認をいただきました。その結果、平成24年度青梅市学校給食会決算書は、青梅市学校給食会運営要綱ならびに青梅市学校給食会会計事務要領に準拠して作成されまして、各帳簿等、適正な処理がなされていると認められました。

さらに、監査終了後開催いたしました理事会におきまして、監事から監査報告を受け、学校給食会会計決算についてご審議をいただき、原案どおり承認されたところでございます。

また、同日開催されました青梅市立学校給食センター運営審議会におきましても、学校給食会

会計決算をご説明し、ご了承いただいております。

それではお手元にご配付の報告資料5にもとづきまして、平成24年度青梅市学校給食会会計決算につきまして、ご説明申し上げます。

まず、収入の部からご説明申し上げます。一番左の列、科目の欄に記載の1小学校給食費以下、6諸収入まで収入項目がございますが、収入の合計は左から3列目にありますとおり、調定額が6億848万2,174円となりました。これに対し、収入済額はその右の欄にありますとおり5億8,191万1,057円となりました。次に、その右の欄の不納欠損額でありますけれども、平成19年度未収となりました給食費につきまして、平成24年度まで5年間、徴収に努力してまいりましたが、最終的に未収金となりました222万5,243円を不納欠損処理させていただいたものでございます。その結果、右の欄にありますとおり、調定額から収入済額および不納欠損額を差し引いた収入未済額は、434万6,414円となっております。

次に、下の表、支出の部についてであります。左の列、科目の欄に記載の1小学校給食費以下、6予備費までの支出項目の合計は、右から3列目になりますが、支出済額が5億6,535万8,912円となりました。この結果、収入済額5億8,191万1,057円から支出済額5億6,535万8,912円を差し引いた額1,655万2,145円が、一番下の欄外に記載してございます収入支出差引残高となりまして、この金額を翌年度、つまり25年度に繰り越しさせていただくものでございます。

次に、ページを1枚おめくりいただきまして、平成24年度学校給食費学校別収入状況（現年度）をご覧いただきたいと思っております。平成24年度学校給食費学校別収入状況でございますが、この表は、各学校の学校給食費の収入状況を示す表でございます。収入率につきましては、表の右から3列目の一番下の行のとおりでございます。98.52%となっております。前年度収入率と比較いたしますと、一番右側の列の比較のとおり、0.19ポイントの増加となっております。

また、河辺小学校につきましては、前年度の収入率が89.92%と際立って収入状況の悪化が見られましたことから、河辺小学校に対しまして、積極的に未納のある保護者への収納対策を実施するよう要請し、未収金の徴収に努めていただきました。24年度は91.22%と1.30ポイントの上昇が見られました。しかしながら、他の学校との比較において、まだまだ低い状況ですので、引き続き収納対策の実施について要請を行っております。

続きまして、次のページ、学校給食費未収繰越分年度別収入状況をご覧になっていただきたいと思っております。この表は、過年度分として未収繰越分の収入状況をあらわしたものでございます。

表の右側、合計の欄の下から3番目にありますとおり、収入率は20.02%となりまして、その下の行の前年度収入率17.17%に対し、2.89ポイント上昇しております。過年度分の収入率の向上につきましては、夜間や休日に臨戸および電話催告を実施する等、未収金対策の強化による成果のほか、児童手当から直接給食費を差し引く制度を活用したことも影響していると考えております。

以上、ご説明いたしましたとおり、収入率は現年度分が前年を多少上回る結果となりましたけれども、依然として厳しい状況に変わりありません。学校給食費の収入率の向上につきましては、学校給食会における重要課題の一つとしてとらえております。学校給食センターでは収入率の向上に向けた取組として児童手当を活用し、過年度分の収入率の向上を図ったところでございます。

なお、25年度の収入率の向上に向けましても、対策の強化が必要であると考えております。今後、改めて関係課や各学校には収入率の向上対策に関しましてお願いする予定でございます。

続きまして、もう1枚おめくりいただきまして、最後のページ、平成19年度分学校給食費収入未済額の年度別収入状況でございます。平成19年度の収入未済額463万4,820円につきまして、その後5年間の収入状況を示したものでございます。

右側の表にありますとおり、240万9,577円を徴収いたしましたけれども、最終的に未収となりました222万5,243円を不納欠損とさせていただくところでございます。なお、平成19年度の最終収入率は99.57%となっております。

以上で、平成24年度青梅市学校給食会会計決算につきましての報告を終わらせていただきます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 少しずつですけども、収入率が上がっているというのは大変努力の跡かなと思っています。未納のご家庭については、個別に状況を教育センターの方で把握していると私どもは考えてよろしいのでしょうか。

【給食センター所長】 ある程度は把握してございますけれども、個々に詳しいところまでは把握し切れていないのが現状でございます。

【委員】 それはやはり人権上の問題とか、プライバシーの問題とか、さまざまな問題が背景にあるということなんでしょうか。

【給食センター所長】 おっしゃるとおりです。

【委員】 給食費を払えない、払わないということで、収入の少ないご家庭には就学支援制度とかいろいろな制度があるはずなので、単純に給食費が払えないというだけではなく、きっとその家庭の持っている問題というのが、たぶんこの給食費を払わないという裏側にあるんだろうなと思います。そうなると、今年度から青梅市でもスクールソーシャルワーカーさんを採用されているということですので、例えばそういった方にもこういう情報がきちんと伝えられて、給食費の裏側にある、そのご家庭の抱えている問題によってお子さんがこうむっている問題というのを、横のつながりでぜひ、学校と給食センター、スクールソーシャルワーカーさんと、皆さんで共有していただきたいなと思います。

あと、感想としては、例えば未収の繰越分の3ページ目を見ると、5年間かけてちょっとずつお声がけして集めてくださっているというご苦労がすごくよくわかります。本来でしたら、食べるものに払うお金で、払って当然なものに、これだけご苦労して集めなければいけないというの

は、親としてはどうなんだろうなという気持ちと、ぜひきちんと払うということを今の子どもの世代に見せておいていただいて、次世代の親として、こういうことのないように育てていきたいなと思います。

【教育部長】 ただいまの〇〇委員さんのお話の中で、横の連携というお話がございましたけれども、今の学校給食費については、その年の給食費というのは学校で集めていただいております。1年間たって、繰り越しになったものについては給食センターの方で、臨戸とか電話催告とかで徴収しております。学校の方で集めていただいく中で、それは当然学校が子どもの手を介することではないんですけれども、子どもの様子を見ることで、教育活動の中でご家庭の様子もわかってくるということがありますので、そういう意味でも学校の方で徴収していただくという部分の意味があるかと思います。

また、収入未済については、給食センターの方で調理員さん等のご協力もいただいて、夏休みの時期に集中的にお宅に伺って集めたり、電話をかけて、未納になっていますよというようなことで努力をしていただいて、徴収に努めているというところでございます。

それから一つ、1校、収入率が悪いところがございましたけれども、実は7月26日に指導室長と給食センター所長と私とで学校の方にお邪魔をして、校長先生と話をしました。校長先生も、どうも勘違いをしているお宅があると。一回引き落とされなかったら翌月に2カ月分まとめて引き落とししてくれるだろうというような勘違いをされているお宅があつて、そのままになってしまうと、1カ月分しか落ちないので、1カ月また次にいっちゃう。そういうようなことで、その部分については保護者会とかで保護者の方に周知をしているということで、早々からその学校についてはご努力を開始していただいているということをご報告をさせていただきます。

【委員長】 ほかにございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

6 おうめ子ども俳句コンテスト実施要領の制定について(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項6おうめ子ども俳句コンテスト実施要領の制定について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 それでは、第10回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領の制定につきまして、お配りしております報告資料6にもとづき、ご説明をさせていただきます。

初めに、この事業の目的であります。子どもたちが、日本の伝統文化であり、世界最小の詩形とも呼ばれる「俳句」に触れ、親しみながら学習する機会を提供するものであります。毎回、「夏休みの思い出」をテーマといたしまして、小・中学生から作品を募るもので、今年度も実施をしようとするものでございます。

なお、昨年度の状況ですが、昨年は過去最高の4、208の俳句の応募がございました。この応募されました俳句につきましては、青梅市俳句連盟の方々などにより審査を行い、各賞に入賞した作品は、教育委員会のホームページ、それから市役所1階ロビーに掲示発表をいたす予定で

ございます。

また、平成25年10月27日には、表彰式を行う予定でございます。

俳句コンテストに関しましては、以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

今後についてお願いが一つあります。一つは、「夏休みの思い出」で9月募集ですからいいんですけども、本来なら夏休みの前にいわれると、その気になって感動を作品にすることができるのかなと思いました。

もう一つは、「その他」もあっていいのかと。今回は構いませんけれども、今後ですね。一部は「夏休みの思い出」で、二部は「その他」。

俳句連盟との連携でこういうことが行われることは、とてもいいことだと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【委員】 このことだけはないのですけれども、例えば私、今「明るい選挙推進協議会」に教育委員会の推薦で出させていただいているのですけれども、ポスターとかこういうものを含めて、子どもたちが参加できることが実はたくさんあるんですが、それがどうもそこで終わっちゃっているような気がして仕方がないんですね。例えば10月27日に表彰式があって、市で幾つか発表されたりはしますけれども、もっと子どもたちが社会参画をしてくる部分につながるような取組をもう少ししていかないと、いわゆる市民として、あるいは日本国民として関心を持っていくところまでつながっていくような事業につなげていかないと、もったいないなという気がするんです。

ちょっと話が長くなって恐縮なんですけれども、この間、青梅総合高校の運営連絡協議会で、ちょっとお話したんです。例えばフィンランドだったら、まちづくりをするのに子どもからまちづくりのプランを出してもらって、そしてそれを担当する建築家の皆さんが、そのアイデアをできるだけ生かしてまちづくり、都市づくりにつなげていく。子どもたちは、自分たちが今学習していること、初歩的に参加していることが、ひいては自分たちの住んでいる地域あるいは国のためにつながっていく活動である、そういうのを小さいうちから植えつけていく。結局それが、今話題になっている、いわゆるフィンランドは学力が高いというところにつながっていると。そういうことをいわれているので、こういうふうにやっていただき、少しでも一般生活につながっていくような、ちょっとその入り口まで、私たちができるといいのかなと。主張大会にしても、みんな同じような感想を、個人としては持っています。教育委員会としてだけやるのは難しいと思いますけれども、そういうスタンスも持っていないといけないのかなと思っています。

【社会教育課長】 今ご指摘いただきましたとおり、私どもやらせていただいているのは、いわゆる生涯学習という形で、単発で一つの事業をやるということではなくて、生涯を通じて学習を続けていただくというのが、一つの大きな目標でございます。おっしゃられる内容につきましては十分、今後の事業を組み立てていく上で、社会教育課だけではなくて、市全体の中で取り組ん

でいきたいと思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

7 諸報告

(1) 事業等の実施予定について

ア 第2回わがまち青梅講座実施について(文化課)

イ 企画展「青梅のスポーツ展」開催について(文化課)

【委員長】 次に、報告事項7、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 平成26年度使用教科用図書の採択について(指導室)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。平成26年度使用教科用図書の採択について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、平成26年度使用教科用図書の採択につきまして、まず、本年度の経過のご説明をさせていただきます。

平成26年度に青梅市で使用する教科用図書の採択につきましては、5月2日に行われました第2回教育委員会定例会におきまして、平成26年度青梅市特別支援学級教科用図書採択要領につきましてご協議をいただき、ご承認をいただきました。このことを受けまして、6月25日に第1回青梅市特別支援学級教科用図書検討委員会が開かれました。以降、7月19日までに、各学校におきまして、児童・生徒の実態を踏まえ、使用教科書についての調査検討が行われました。

7月23日には、第1回検討委員会が開催されました。第1回検討委員会では、各学校からの調査検討結果をご報告いただき、教育委員への報告書をまとめました。

また、本日午前中に教育委員協議会を開催していただき、調査検討結果を報告させていただきました。

経過は以上でございます。

それでは、お手元の協議資料1をご覧ください。

まず1枚目の両面、および2枚目の表面につきましては、学校教育法附則第9条に規定された図書につきまして、各学校において検討委員を中心に調査検討した結果を事務局で一覧表にまとめたものでございます。3枚目につきましては、平成22年度に採択をしていただきました小学校、続いて4枚目につきましては、平成23年度に採択をしていただきました中学校、それぞれ文部科学省検定済教科書ならびに文部科学省著作教科書の一覧となっております。

以上、平成26年度に使用する教科用図書の採択につきまして、ご協議の上、ご承認賜わりま

すようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 毎年、学校の校長先生を初め支援学級の先生方が精力的に調査をし、またそれぞれの学級に所属している児童・生徒のさまざまな状況にかんがみて、こういう結果をいただいたので、大変尊重していくべきだと思っています。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成26年度使用教科用図書の採択について、は承認されました。

2 市指定有形文化財亡失に伴う指定解除について(文化課)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。市指定有形文化財亡失に伴う指定解除について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは、お手元の協議資料2にもとづきまして、市指定有形文化財亡失に伴う指定解除につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、5件の市指定文化財の所在、これは個人及び法人が所有しているものがございますけれども、所在が不明であることが所有者からの聴取にもとづき判明いたしました。また、一部所有者からは亡失届が提出されております。

後ほどご説明いたしますが、いずれも過去からの経緯の中で所在が判別しなかったケースでございまして、今回改めて調査を行い、所有者から聴取を行ったところ、依然として不明であるということが判明したものでございます。このことから、青梅市文化財保護条例第39条第1項の規定により、市指定有形文化財の指定の解除に関する青梅市文化財保護審議会への諮問につきましてご協議をいたどころとするものでございます。

内容につきましては、資料2の順にご説明させていただきます。

1. 名称、十六羅漢紙本淡彩画像

これは市指定有形文化財でございます。所有者につきましては、青梅市の梅岩寺でございます。経緯につきましては、画像については梅岩寺所蔵とされ、昭和43年11月に市有形文化財に指定された。昭和63年4月に特別展「青梅そのゆかりの文化財」に出品を依頼するため梅岩寺を訪れた時点で、すでに手元にはないと記録がございまして。平成25年3月7日、改めて梅岩寺住職へ確認いたしました。依然として発見に至らなかったものでございます。現住職は、「該当文化財を先代住職から相続した覚えはないため、私からは亡失届は書けない」と、亡失届の提出は断られております。

2. 注成唯識論残欠

こちらは市指定有形文化財でございます。所有者は青梅市でございます常福寺。経緯につきましては、昭和43年11月に市有形文化財に指定された。平成5年8月に調査を行うために訪問した際、「どこにしまったかわからない」と現物の確認ができなかった。その後、平成11年11月、現住職に所在を聞くも「わからない」とのこと。平成25年3月7日、改めて住職に話を伺うが、「平成7年に先代の跡を継いで住職となったが、当時からそのようなものが寺にあるとは知らず、今現在もどこにあるのかわからない」とのことで、4月5日、亡失届が提出されております。

3. 根岸典則画像

市指定有形文化財でございます。こちらの所有者は、〇〇市にお住まいの〇〇さん。経緯につきましては、昭和39年11月に市有形文化財に指定されております。昭和63年、平成11年当時に現所有者に確認を行ったようだが、確認はできず、平成25年3月7日、改めて所在確認を行いました。判明せず、5月9日、亡失届が提出されております。

次のページをおめくりいただきたいと存じます。

4. 上杉顕定書状

市指定有形文化財でございます。こちらは、〇〇市にお住まいの〇〇さん所有でございます。経緯につきましては、昭和39年11月に市有形文化財に指定された。元々〇〇氏の所蔵だったが、指定直後、〇〇氏の娘〇〇氏の所蔵となった。その後、〇〇氏死去の前後から所在が不明となっております。平成25年6月8日、〇〇氏から亡失届が提出されております。

5. 入会地論争裁許地図

市指定有形文化財でございます。こちらの所有者は〇〇市にお住まいの〇〇氏でございます。経緯につきましては、過去、本文化財調査を二度断られていたため、所在不明扱いとしておりましたが、改めて現所有者へ確認を行いましたところ、「見たこともなく、もちろん自宅にもない」との話でございました。十六羅漢紙本淡彩画像と同様、「父から相続した覚えはない」と、亡失届の提出は断られてございます。

なお、参考までに、青梅市文化財保護条例第5条でございますけれども、こちらは指定の解除にかかるものでございます。「市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる」。

続きまして、審議会への諮問は39条でございます。「委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。(1)市指定有形文化財の指定およびその指定の解除」、このように規定をされておるところでございます。

以上、よろしくご協議をいただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 システム上のことはよくわからないんですけれども、何年かおきにこういうものがす

べて、あるかないかの確認がされるシステムになっているのでしょうか。

【文化課長】 指定文化財の情報を知るため、約10年ほど前から所有者に対しまして年1回、文化財の修繕の必要等を確認するため本調査を実施しており、その際に改めまして相手から連絡をいただくという形で確認を実施してございます。

【委員】 そうすると、例えば1番の例でいくと、3月7日に改めて確認をしたわけですがけれども、1年おきにやられている調査で確認ができなくて、ちょっと言葉は適切でないかもしれませんが、ずるずると延びてしまってきているということなんでしょうか。

【文化課長】 委員のおっしゃるとおりの部分の意味合いもございます。過去に、例えば「十六羅漢紙本淡彩画像」につきましては、特別展に出品を依頼して、一度お断りの連絡をいただきました。そのような中で、先方のご住職の代替わり等もしております。また、こちらも職員が替わって、なかなかコンタクトがとれない中で、ずるずるきてしまったというような状況もございません。

今回改めまして、確認をするために全件調査を実施した中で、依然として不明な5件が改めて判明したという中で、所在の不明なものについては亡失届を提出いただくということで、改めてお願いをしたところでございます。

【委員】 こういうものですから、確かに行方がわからなくなったりとか、そういうことは当然予想されると思います。これから先のことを考えて、やはり定期的に全件とか、3分の1とか、半分とか調査をして、そしてその段階でどう判断するかの道筋をきちっとつけておけば、市民の方も理解しやすいと思います。例えばずいぶん間があいてしまっているのではないかと、その間に何をしていたんだということになりがちな部分が、文章の中に読み取れてしまいます。ですので、全件は難しいにしても、何年かに一回は必ず何分の1かを調査して、その段階できちっとある場所を確認した上で、なければ、例えば1年間は調査期間とするとか、そういうふうな決まりをわかりやすく決めていって、それでも出てこない場合には亡失でもいいでしょうし。言葉はうまくいえないんですけども、所有者の方の判断の仕方というのは、ずいぶんあるような気がしますね。亡失届を出されている方と、出されていない方がいらっしゃるということは、かなり所有者の方の判断の仕方が違うと思うので、その辺も含めて市として何か一定の考え方、流れをつくっておかれるといいのではないかなとそんな気がいたしました。

【委員】 私はもう本当に勉強不足で質問なんですけど、市の文化財指定を受けると、所有者の方は何か義務とか、逆に何か利点とかあるものなんですか。

【文化課長】 まず、〇〇委員さんのご質問でございますけれども、ものによりましては逸失するとか、そういったものもございます。そういった中で、定期的な調査にもとづいて、できるだけ現物を確認、あるいはそれができない場合でも何らかの形で確認した上で、文化財の保護・維持管理、また指定の意味合いを十分確認できるような方法で、今後とも進めてまいりたいと考えています。

また、〇〇委員さんのご質問でございますけれども、文化財の指定を受けると、例えば文化

財の修繕を行う場合に、市から補助がございます。指定を受けることによって、それは地域の宝でございますので、それを次世代に引き継ぐという意味合いもございますので、市としてもそういった点で補助をしているという状況でございます。

【委員長】 よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、市指定有形文化財亡失に伴う指定解除について、は承認されました。

【議案の追加】

【委員長】 次に、先ほど、協議事項1が承認されたことに伴い、議案1件が追加されるのとこととであります。

つきましては、本日の日程に議案第14号平成26年度使用教科用図書の採択について、を追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に議案第14号を追加します。

【委員長】 次に、本日の議事日程で示された議案第13号の審議は、議事の都合上、ただいま追加議案となりました議案第14号の審議終了後に行います。

日程第5 議案審議

議案第14号 平成26年度使用教科用図書の採択について

【委員長】 それでは、議案第14号を議題といたします。この件につきましては、私から説明をさせていただきます。

平成26年度使用教科用図書の採択について、提案理由を説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条および第14条の規定にもとづき、平成26年度から使用する教科書を採択する必要があるため、この案を提出するものであります。

つきましては、別紙に記載されております平成26年度使用教科用図書一覧表をご覧いただきながら、採決をさせていただきたいと思っております。

小学校および中学校の教科用図書一覧表中、1が文部科学省検定済教科書、2が文部科学省著作教科書、そして3が学校教育法附則第9条による図書の採択案でございます。

本件につきましては、先ほどの協議事項においてもご協議をいただいておりますので、お目通しの上、これで問題がなければ採決させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第14号平成26年度使用教科用図書採択について、は原案どおり可決されました。

議案第13号 青梅市立小・中学校教員の人事異動について

【委員長】 次に、議案第13号青梅市立小・中学校教員の人事異動についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案は人事案件でありますので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第13条第6項および同条第7項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の退席を求めます。

非公開

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 ここから、会議を公開といたします。以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程について説明させていただきます。

8月22日(木)教育委員会定例会を予定しております。時間は、午後1時30分から、会場はこの場所を予定しておりますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

なお、同日、定例会終了後、中学校長との懇談会を午後4時から行う予定です。懇談会のテーマは、「いじめの根絶」であります。よろしくお願いいたします。

今後の日程については以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。

青梅市教育委員会会議規則第 29 条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員